

昭和二十九年五月二十九日(土曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 内海 安吉君 理事 瀬戸山三男君

理事 志村 茂治君 高田 弥市君

同村 利右衛門君

仲川 房次郎君 赤澤 正道君

松崎 朝治君 村瀬 宣親君

五十嵐吉藏君 只野直三郎君

三鍋 義三君

出席政府委員

(建設事務官)

石破 二郎君

(大臣官房長)

富樫 凱一君

(建設技官)

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月二十八日

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出、衆法第四八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

閉会中審査に関する件

委員派遣に関する件

参考人招致に関する件

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(村瀬宣親君外十六名提出、衆法第四八号)

建設行政に関する件

○久野委員長

これより会議を開きます

第一類第十六号

建設委員會會議錄第三十五号 昭和二十九年五月二十九日

す。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案議題といたします。まず提出者より提案理由の説明を聴取いたします。村瀬宣親君。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中「二千元以下」を「前條第一項の登録については三千元以下の、同條第三項の登録については千五百円以下」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(宅地建物取引業審議会)

第二十二條の二 都道府県は、都道府県知事の諮問に依りて宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議させるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八條の四第三項の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができるものとす。

第二十三條中「この法律」の下に「(前條の規定を除く)」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○村瀬委員

ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案の提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

宅地建物取引業法が施行されましたのは、昭和二十七年でありまして、本年が二年目に當るわけでありまして、この間実施の實情を顧みますと、業者の登録手数料の額等につきまして、若干実情に沿わぬ点があり、また本年が登録更新の年度に當る關係もありますので、この際次の二点を改正する必要がある、ここに本法律案を提案いたしますこととなつた次第でございます。

本法律案の内容といたしましては、第一に、登録手数料に関する規定の改正でございます。現在の規定によりまして、当初の登録及び更新の登録ともに、その手数料は一律に三千円以下というところとなつておるのであります。もちろんその額につきましては、都道府県が実情に即して、三千円の範囲内において条例で定めることになつておるのであります。各都道府県は、登録手数料として、その最高額である三千円ないしはそれに近い額を定めておられるのが現状であります。しかるに更新の登録は、当初の登録に比べてその手数料も簡單であり、それに要する経費も少額で済むわけでありまして、これを千五百円以内に改めたのであります。

改正の第二は、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことができる旨の規定を加えたこととあります。審議会は、地方自治法によりまして、自発的に置くことができるのであります。が、すでに設置された東京都宅地建物

取引業審議会等の実績にみましても、審議会の設置を奨励する意味におきまして、宅地建物取引業法中に、審議会を地方自治法の規定により置くことができる旨を規定し、業者の質の向上並びに改善または取引に関する苦情等の処理に當らせようとするものであります。

以上が、本法律案の提案の理由とその内容でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○久野委員長

これより本案に對しまして質疑に入りま。

○瀬戸山委員

私は提案者でありますから、質疑というよりも、今の改正規定中の審議会の問題について、建設省に意見を聞いておきたいと思ひます。

御承知のように、現行の地方自治法でも、この種の審議会を設けることができるようになっております。従つて現在東京都あたりでは、この審議会をつくりまして、ある程度の実効を現わしておるのであります。それが今日まで他の府県において行われておらない。それで、所管省である建設省としては、この改正法律が成立したとすれば、この審議会の設置について、從來よりも行政上の勧奨というか、そういうことをして普及せられる考えがあるかどうか。またそうしてもらわなければならないかと思ひますが、この点に關して、建設省のお考えのほどをお聞かせいたしたいと思います。

○師岡政府委員

ただいま御提案にな

りました御趣旨は、宅地建物取引業の円滑な実施を期するために、かような審議会を設けたいということでありまして、この改正案が実現いたしますれば、私どもその御趣旨を尊重いたしまして、さうに進めて参りたいと思ひます。

○久野委員長

他に御質疑はありますか。

質疑がないようでありますから、討論に入ります。

○瀬戸山委員

本件に關しましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○久野委員長

ただいま瀬戸山君より、討論を省略し、ただちに採決すべしとの動議が提出されました。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○久野委員長

御異議なしと認め、さう決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○久野委員長

御異議なしと認め、さう決しました。

○久野委員長

○久野委員長 この際お諮りいたします。すなわち先同より東京高速度道路について調査を進めていたものであります。が、岡安東京都副知事及び石島参郎君を参考人として当委員会に招致し、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めて、さよう決しました。

○久野委員長 建設行政に関しまして調査を進めます。発言の申出がありまして、これを許します。五十嵐吉蔵君。

○五十嵐委員 私はこの機会に国道十七号線、通称三国国道といわれておるところの地帯の国道改修工事に関する問題について、お尋ねをしたいと思ひます。

〔委員長退席、湖戸山委員長代理着席〕

国道十七号線の一部路線変更に関する陳情あるいは諸願という様な運動が、地元住民から、国道十七号線（無多子線）開通期成同盟会長であり、新治観光協会会長である岡村宏策氏を代表者としていたしまして、数年間熱心に、しかも真剣にこの運動が行われて参つたのでございます。しかもこの運動がこの路線の重要性にかんがみまして、国家的見地に立つての陳情であり、主張であるというところに、私は政府としても十分検討をし、調査をし、そうして考慮しなければならぬ問題がある、かように考えておるのであります。国道十七号線は、東京を起点とし

て、上越国境三国峠を通過して、日本の穀倉といわれておるところの新潟県の中心部を通過して、そうして新潟市に至るところの路線でありまして、表日本と裏日本を直結させることの本土横断の幹線として、その重要性は言うまでもないところであります。ところが、何百年かの間、辛うじて徒歩で通過が許されておるところの程度のところでございます。いまして、この山嶽急峻なる地帯に、近代的な自動車道路を開鑿しようという画期的の大事業を行わんとするものであります。これが完成したあかつきにおいては、これが日本の再建の上に果す役割は、非常に大きいと思うのであります。この大計画を實現した関係の国会議員の努力並びに当局の英断に対しては、これは深く敬意を表うものであります。ところが、政府は、計画した予定線に対して工事に着手をされてない部分、すなわち群馬県利根郡新治村大字永井より三国峠までの路線変更の運動が起つておるのであります。私は去る三月、雪の三国国道を見たいと思ひまして、現地調査をいたして参りました。その後同僚委員のうちからも岡村利右衛門君、田中角榮君、それから中島茂喜君、細野三千雄君の四名、それに私が加わつて、今月の十九、二十の両日にわたりまして現地を視察し、代表者岡村宏策、松尾荒七両君を初めとする地元住民の多数の方々とも懇談会を開きまして、その実情を調査して参つたのであります。

そこで、問題となつておるところの敷点についてお尋ねをいたしたいのであります。まず第一点といたしまして、政府は現在の予定路線たるところの唐沢山線、地元住民の真剣な要望をいれて、無多子線に変更するお考えがあるかないか、この点をまずもつて承りたいと思ひます。

○富樫政府委員 十七号線は、現在三国国道と称しまして、改良中でございますが、この改良につきまして、一都の路線変更について諸願陳情がありまして、承知しております。この十七号線改良工事の着手に對しましては、当時内務省でございまして、無多子線と比較線として考えまして、地質、工費、竣工後の維持等につきまして比較検討をいたしました結果、現在着手しております路線をよしといたしまして、建設省といたしましては、現在着手しております路線を変更する意思はございません。

○五十嵐委員 それでは、比較線であるところの無多子線というものが不適当であるという結論によつて、変更する御意思がないということのようですが、そうすると、無多子線は適當でないんだということに断定するに足るだけの御調査をなさつておつたかどうか、この点を伺いたい。

○富樫政府委員 両線につきまして実測いたしました。その実測に基いて計画をいたしました。両線について申し上げますと、現在着手しております唐沢山線の方が、建設費が少なくて済み、また建設後の維持に關しても、無多子線よりも少なくて済むという結果が出たわけでございます。ただ、地質の問題に關しましては、両線につきまして調査いたしました結果、無多子線の方よりも唐沢山線の方がいいということにはならなかつたのであります。が、適當な施設をいたしましたならば、これも克服できるということになつたのでございます。両線につきまして相當の調査をいたしました結果、唐沢山線にきめたのでございまして、その調査資料等は、私の方に持つております。

○五十嵐委員 そういたしますと、政府としては予定線である唐沢山線を予定通りお進めになるように承りました。が、唐沢山線を通ずという場合に、全線が開通するまでに一体どれくらいの期間を要するか、また全線開通までにどれくらいの予算を必要とするか、その工期並びに工費の点を御説明願ひたい。

○富樫政府委員 工期の問題でございまして、これはただいま五箇年計画に載せて実施いたしております。二十年九年度より五箇年をもつて完成させる予定でございまして、工費につきましては、正確な数字を覚えておりませんので、あとで申し上げたいと存じます。

○五十嵐委員 そこで、一体地元住民が、なぜこんなに真剣に路線変更を熱望しているかという問題ですが、その理由はいろいろあるようであります。しかし、最も大きな理由といたしましては、まず第一点にこういうことを言つております。建設省の予定線である唐沢山線は傾斜勾配が非常に急である。そのために工事が非常に難工事となつて、はたしてこの予定の通りに道があくかどうかという点を心配しているのであります。ことに例の有名な地獄谷あたりへかかつて、それではたして工事が進むかどうか。地元住民の話は総合したところによると、とてもこれは開通の見込みが立たぬだろうという点を心配いたしておるのであります。

す。あの地帯の住民は、こうした大きな計画を立ててもらつた以上は、一日も早く道をあげたいということで、建設省に大いに協力しようという気分が十分あるのです。そういう観点から、とてもこの道路はあくまいということが非常に強く心配されておる。はたしてあの峻峻な山岳道路の全通に對して自信がありますか。もちろん自信があるから、こういう計画を立てたとは思ひますが、とにかくこの点を地元住民が心配している。まずこの点を承りたい。

○富樫政府委員 この予定線の傾斜が急であるということをお申されたのであります。が、これは道路の傾斜ではなくて、地山の傾斜のことかと存じます。この傾斜は、通常この程度の傾斜のところには道路は開鑿いたしております。お話の地獄谷の問題でございまして、地獄谷は地質が非常にいたんでありますので、この点は工費も多額を要することと考えられます。この点につきましては、関東地建がこの工事を實施しているのではありませんが、担当者並びに関東地建の首脳部等と協議いたしました結果、この程度のものではあれば、さして困難ではないということでございます。私も実査はいたしておりません。が、話を聞いたところによりまして、この程度のところは、従来も道路を開鑿しているのでございますし、貫通し得る自信を持つておるわけであります。

○五十嵐委員 そこで新しく山腹を開鑿するために、ほとんど全線にわたつて砂防工事を必要とするのではないかと見られるのであります。そこで上越国境特有のなだれ、あるいは豪雨とい

うようなものが襲来すると、道路の決壊であるとか、あるいは土砂の流失であるとかいう災害が当然起つて来るであらう。そこで開通後における危険が、地元住民としては予想される。そうした常時危険を予想されるようなところで生活することは非常にあぶないといふことで、これまた非常に地元の関係者が心配をいたしておる。つまり、工事中あるいは開通後における道路が、非常に危険がありはせぬかといふ点なんです、その点をどうお考えになつておられますか。

○富樫政府委員 山岳道路で標高の高いところを通ります道路は、お話のように、なだれでありますとか、また豪雨による決壊でありますとか、こういうものが多いいでございまして。そこで、開通後に、この道路ができたために付近に住居を有せられる地元の方々に、お話のような不安が起るのほつともと思ひます。この点に關しましては、この工事を実施するにあたりまして、十分地元の方の御意見も承り、工事の上で不安のないように処置して行きたいと考えております。

○五十嵐委員 それからあの線は、府県道後開一法師線に並行する場所が出て来るわけでありまして、その場合、工事を始めた後において、その府県道後開一法師線の通行に支障を来すとか、あるいは不測の損害等を及ぼさないように、特別に留意をしていただかなければならぬと思ひます。土石の落下に対する防護施設であるとか、その他いろいろそういう面において格段の御考慮を願わなければならぬと思ひますが、その点はどうか。

○富樫政府委員 この線ができたために他の道路に危険を及ぼすというようないふことがあつてはなりませんので、その点については、十分留意するつもりでございまして。

○五十嵐委員 それから永井部落の一部、それから官行の部落、それから法師の上方山腹において工事をする場合に、人畜に対する被害、あるいは日常生活にまつた不安のないような万全の措置を講ずべきだと思ひます。

○富樫政府委員 この工事が原因で損害を生じたことが明らかである場合には、これは国家賠償法によりまして、損害を補償しなければならぬと思ひます。

○五十嵐委員 それから地元住民との協力という問題なんです、現地に長い間居住しておつて、山地の特有の気象状態に対して貴重な経験と体験を持つておる地元住民の意見というものは、ああいうような大工事をやる場合には、私は相当に重要視しなければならぬと思ひます。そこでこのうち、地元の良識ある識のある経験によつて、工事の推進上、住民の生命財産というやうなものに対する危険が予見された場合には、

○富樫政府委員 この線の改良に着手するにあたりまして、地元の方の御意見は、よく承つておつたと考えておりますが、ことにあつた山岳地帯になりまして、地元の気象条件なり地質条件なりは、地元の方々がよく承知をされておるわけでありまして、その点につきましては、この計画をすることにも、いろいろ御意見は承つたと考えております。お話のように、地元の方々に危険を及ぼすおそれがあるといふやうな点につきまして、地元の方々が御意見のあることにつきましては、よく御協議を申し上げて、その上で実施したいと思ひます。その上で、その点に關しましては、地元の良識ある御協力を切にお願ひしておる次第でございまして。

○五十嵐委員 何にしても、ああいうやうな急勾配の山腹を中断することに なりますと、住民として一番心配になるのは土砂の崩壊、山くずれ、それから水害、こういう点でありまして、これに法師沢の上流に二、三箇所、それから吉の沢、箱淵の上、江戸沢、瀧の上、ワル沢、地獄谷といふやうな各沢、及び道路決壊の危険を予想される沿道の主要の箇所に、堅固な防災工事を施さなければならぬと思ひます。そして、それは技術員としては十分考へておると思ひますが、この点に關しまして、先ほど局長さんから、この工事は十分自信ありといふお答えがあつたのでありますが、そういうやうな地域に対しては、何か特別にお考えになつておりますか。

○富樫政府委員 お話のような点につきましては、特に再調査いたしまして対処するつもりでございまして、特になだれ等の問題につきましては、事前に対策を講じておかなければならぬので、雪おおいのやうなものを新たに設計するようになつております。

○五十嵐委員 それから国道の完成するまでは、工事用の資材の搬出入等のために、特にあの府県道の改修と法師線との間、その工事中は利用度が高くなると思ひます。そこで当然現在の府県道、ことに改修と法師線といふものは、道路が非常にいたむと思ひます。それと、現在のあの県道では、この工事をやる上において、不十分の点が相当あると思ひます。だからこれのために、特に補修をするとか何とかしなければならぬと思ひますが、あの線に対してはどうお考えになつておりますか。

○富樫政府委員 工事をするために使用する道路をいためる場合が間々あるわけでございますけれども、この補修費を工事費から出すことはなかなかできがたいので、これらの点につきましては、県とよく相談いたしまして、そのために道路の交通に支障を及ぼさないように、補修費等につきましては、県の方に協力を願うように措置したいと思ひます。

○五十嵐委員 あれば補修の必要が十分あると思ひますが、局長さんはどうお考えですか。

○富樫政府委員 特に注意をいたします。

○五十嵐委員 いずれにしても、いろいろ今までの御説明で大体了解はできましたが、この予定線をどこまでもやるということであるとすれば、この国道の重要性にかんがみまして、上越国境三峠周辺の特有の地形と気象状態並びに地元民の切なる願望とを慎重に検討をし、考慮されまして、万遺憾なきを期せられんことを強く要望して私の質問を終ります。

○瀬戸山委員長代理 この際お諮りいたします。すなわち本委員会におきましては、今国会当初に国政調査の承認を得ましたが、国会法第四十七条によりまして閉会中も引き続き調査を進める必要があると思ひます。つきましては、議長に対しまして閉会中審査の申出をするに御異議ありませんか。

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めます。それでは閉会中審査すべき事項は、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び調達庁の業務並びに運営に關する件とし、

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めます。それでは閉会中審査すべき事項は、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び調達庁の業務並びに運営に關する件とし、

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めます。それでは閉会中審査すべき事項は、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び調達庁の業務並びに運営に關する件とし、

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めます。それでは閉会中審査すべき事項は、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路、河川及び調達庁の業務並びに運営に關する件とし、

目的としましては、建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため及び調査の運営を適正ならしめるためとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。後刻委員長より文書をもつて議長にその旨申出をすることいたします。

○瀬戸山委員長代理 次に、ただいまの閉会中審査申出の決定に伴いまして、議院の決議で特に付託されました場合には、調査のために現地へ委員を派遣したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認め、委員派遣の承認申請をすることに決定したいと存じます。

すなわち、派遣の目的としましては、河川、住宅及び道路の災害復旧状況調査のためとし、なお派遣委員の選任及び派遣期間及び派遣地の決定は委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認めて、さう決定いたしました。

○瀬戸山委員長代理 なお、閉会中における審査の一方方法といたしまして、道路、河川、住宅の各小委員会を引続き設けたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○瀬戸山委員長代理 御異議なしと認め、さう決定しました。

なお小委員は現在通りといたします。

それではこれにて散会いたします。
午前十一時二十四分散会

〔参照〕

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（村瀬宣親君外十六名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕